

京都市訓令甲第 9 号

市 会 事 務 局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 9 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

別表事務局の庶務を担当する課長（課を置かない事務局に置く庶務を担当する課長を含む。）の項第 4 号中「臨時的任用職員」の右に「(行財政局組織・人事担当局長が別に定める者に限る。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)